

東京大学における上席技術専門員、技術専門員及び技術専門職員の選考について

令和3年 1月28日

総 長 裁 定

(趣旨)

第1条 本規程は、東京大学における技術職員の職に関する規程第2条に規定する上席技術専門員、第3条に規定する技術専門員及び第4条に規定する技術専門職員の選考について、必要な事項を定めるものとする。

(上席技術専門員の選考)

第2条 上席技術専門員は、極めて高度かつ複合的な専門的知識及び技術を有する技術専門員であって、次に掲げる一に該当する者のうちから選考するものとする。

- (1) 高度で専門的な技術的貢献を通じて教育研究の推進に寄与する活動を行い、顕著な功績が認められる者
- (2) 特別な専門的知識及び技術を有し、それらに基づき学内外において顕著な貢献が認められる者
- (3) 総合技術本部又は部局の技術部若しくは技術室において、企画若しくは運営に参画すること又は指導的若しくは統括的な役割を果たすことにより顕著な貢献が認められる者
- (4) 全国的な事業等において、企画若しくは運営に参画すること又は指導的若しくは統括的な役割を果たすことにより顕著な貢献が認められる者

(技術専門員の選考)

第3条 技術専門員は、次に掲げる一に該当する者のうちから選考するものとする。

- (1) 職務に関連する技術系の国家試験（大卒程度以上）に合格した者
- (2) 特許取得等の独創的な技術開発を行った者
- (3) 学会賞等を受賞した者
- (4) 科学研究費補助金等の公募採択型の各種補助金を受けた者
- (5) 修士以上の学位を有する者
- (6) 学会等において職務に関連する論文発表等を行った者
- (7) 職務に関連する著作を発表した者
- (8) 技術職員研修会等において講師の経験を有する者

(技術専門職員の選考)

第4条 技術専門職員は、次に掲げる一に該当する者のうちから選考するものとする。

- (1) 前条第1号から第8号に該当する者
- (2) 職務に関連する技術系の国家資格試験に合格した者。ただし、前条第1号に該当する者を除く。
- (3) 技術発表会等において職務に関連する技術発表等を行った者
- (4) 技術職員研修会等の研修を修了した者

(選考手続)

第5条 上席技術専門員、技術専門員及び技術専門職員の発令は、部局長の推薦を受けた候補者について、技術専門職選考委員会の審議を経て総長が行う。

2 部局における候補者の選考は、当該部局の定めるところによる。

(補則)

第6条 この裁定の実施に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この裁定は、令和3年4月1日から実施する。